我孫子市監査委員 あて

我孫子市長 星野順一郎 印

## 指摘事項等に対する措置通知書

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に対して措置を講じたので、 通知します。

部(局)課名	企画財政部 財政課
区分	平成29年度定期監査の (指摘) 指導・検討) 事項 (該当するものに○すること)

## 指摘事項等の内容(定期監査報告書に記載された内容)

財務規則第300条では、「各部長は、土地又は建物を借り受けようとするときは、不動産借受決議書により、市長の決裁を受けなければならない。」となっているが、運用方法や決裁方法が全庁的に統一されていないことについて、どのように対応していくのか、回答を求めます。

## 措置内容

我孫子市職務権限規程別表第1(市長の決裁事項及び共通専決事項)の「1 諸務関係」の専決事項の対象となる事務に不動産の借受けに係る事務を追加し、その決裁区分について、新規契約、継続契約に関わらず契約金額により専決区分を定めます。

併せて我孫子市財務規則第3条を改正し、職務権限規程における専決処理範囲の条文を 整理します。

なお、上記の改正は、平成31年3月1日に改正の公布・公示を行い、同日以降の事務 に適用しました。

(注) 指摘・指導・検討事項の区分毎に、表を作成してください。